

平成30年度政務活動費収支報告書

会派名 中津川自民クラブ

1 収 入 政務活動費 1,200,000円

2 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	591,393	① 視察調査(山梨・静岡)〈7/25～7/27〉 (交通費228,281円、宿泊費119,520円) ② 視察調査(東京・静岡)〈11/13～11/14〉 (交通費190,672円、宿泊費52,920円)
研 修 費	---	
広 報 費	---	
広 聴 費	---	
資 料 作 成 費	---	
資 料 購 入 費	---	
合 計	591,393	

3 残 額 608,607円

平成30年度 自民クラブ会計

監査	監査						会長	会計
	●						●	●

支出調書

支出項目		処理年月日	平成30年8月22日 ()
------	--	-------	----------------

支出明細
 7/25、26、27 視察研修の為にバス代金
細江観光様

金額			百	拾	万	千	百	十	円
			7	2	2	8	2	8	1

領収証
 市川自民クラブ様 No. 3-18

★ ￥228,281-

30年8月22日 上記正に領収いたしました



内訳
 税抜金額 _____
 消費税額等(%) _____

岐阜県中津川市加子母830番地
 細江観光
 TEL 0574-79-3322
 FAX 0574-79-3678

貸切バス代 234,000円 × 9/11% = (191,455円)
税込 206,771円
 高速道路代
 駐車場代 26,290円 × 9/11% = 21,510円
228,281円

平成30年度 自民クラブ会計

監査	監査						会長	会計
	●						●	●

支出調書

支出項目		処理年月日	平成30年7月25日 ()
支出明細			
7/25-28-27 視察研修 7/25宿泊代 ①6,480円×9名分 沼津グランドホテル 様			

金額			百	拾	万	千	百	十	円
					7	5	8	3	20

領収証

No. _____

中津川自民クラブ 様

30年7月25日

★ ¥58,320-

但 御宿泊代

上記正に領収いたしました

内訳	税抜金額
税抜金額	消費税額等(8%)

沼津市大手町3丁目6番12号
沼津グランドホテル
TEL (055)962-0001



平成30年度 自民クラブ会計

監査	監査						会長	会計
	●						●	●

支出調書

支出項目	処理年月日	平成30年7月26日 ()
支出明細		
7/25~27 視察研修 7/26宿泊代 @6,800円 x 9名分 ホテルルートイン菊川インター 様		

百	拾	万	千	百	十	円
	7	6	1	2	0	0

領収書

No.000006773 HOST 18/07/26 15:56
[チェックイン]

部屋No. 416

ご利用日 2018/07/26

中津川自民クラブ 様

ご請求額 61,200円

上記金額を領収致しました

ホテルルートイン菊川インター

静岡県菊川市加茂5638-1
TEL 0537-37-0800
FA. 0537-37-0801

印紙税申告納
付につき品川
税務署承認済

ルートインシャバ 株式会社
作成地: 東京都品川区大井1-36-3

◆ご利用部屋明細◆

ご請求額 61,200円

室料 (内消費税) 61,200円
4,527円)

ご入金額 61,200円(現金)



平成 30 年度 自民クラブ会計

監 査	監 査						会 長	会 計
	●						●	●

支 出 調 書

支出項目 交通費 処理年月日 平成30年11月29日 ()

支出明細
 11/13~14 研修視察 貸切バス代 高速代 駐車場代

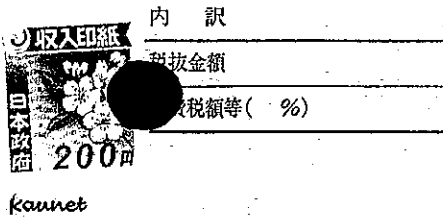
金 額			百	拾	万	千	百	十	円
			4		1	9	0	6	72

領 収 証

中津川自民クラブ 様 No. 3-57

★ 190,672-

30年11月29日 上記正に領収いたしました



岐阜県中津川市細江830番地
 細江 光
 TEL 0573-79-3322
 FAX 0573-79-3678

貸切バス代 198,000円 × 7/98 = (154,000円)
 税込 166,320円

高速道路代 31,310円 × 7/98 = 24,352円
 駐車場代

190,672円

平成30年度 自民クラブ会計

監 査	監 査						会 長	会 計
	●						●	●

支 出 調 書

支出項目	宿泊代	処理年月日	平成30年11月13日 ()
------	-----	-------	-----------------

支出明細
 11/13、14 会派研修 ホテル昭明館

金 額			百	拾	万	千	百	十	円
					7	5	2	9	20

御利用明細書・請求書

HOTEL SHOWMEIKAN

開 ホテル昭明館

御芳名 (NAME)
 中津川自民クラブ 様

〒411-0036 静岡県三島市一番町11-4
 TEL(055)972-7171(代) FAX(055)972-4997
<http://www.showmeikan.com/>

客 室	人数 (PERSONS)			泊数(NTS)	伝票番号 (No)	発行日付 (DATE)	係 名
	入	出	計				
608	7	0	0	1	00036619	2018.11.13	佐伯

日 付 DATE	科 目 名 称 DESCRIPTION	数 量 QTY	単 価 PRICE	金 額 AMOUNT
11.13	宿泊代	7	7,560	52,920
	----- 利用合計 -----			52,920
	(内消費税合計)			(3,920)

領 収 証

中津川自民クラブ 様

御請求金額 TOTAL BALANCE	¥52,920
------------------------	---------

但し 宿泊代

上記金額正に領収致しました。
 またのお越しをお待ちしております



30年11月13日

HOTEL SHOWMEIKAN

開 ホテル昭明館

〒411-0036 静岡県三島市一番町11-4
 TEL(055)972-7171(代) FAX(055)972-4997
<http://www.showmeikan.com>

**平成30年度
中津川自民クラブ会派視察目次**

■平成30年7月25日（水）～27日（金）

- ・ 7月25日（水） 山梨県大月市
「ふれあい農園の現状・課題・今後の計画について」

- ・ 7月26日（木） 静岡県掛川市 中東遠総合医療センター
「掛川市・袋井市病院企業団が開設する中東遠総合医療センターの経緯と経営状況について」

- ・ 7月27日（金） 静岡県菊川市
「子ども子育て施策の現状と課題について」

■平成30年11月13日（火）～14日（水）

- ・ 11月13日（火） 衆議院第2議員会館
「公立病院の今後について」

- ・ 11月14日（水） 静岡県島田市
「島田市移住定住施策について」

※各市の視察状況は、別紙にて詳細をお示ししました。

中津川自民クラブ行政視察報告

◆視察場所 山梨県大月市

◆視察期日 平成30年7月25日(水) 13:00~15:00

◆視察参加者

○中津川自民クラブ

岡崎隆彦・勝 彰・島崎保人・吉村孝志・大堀寿延・鷹見憲三・柘植貴敏
森 益基・吉村浩平 以上9名

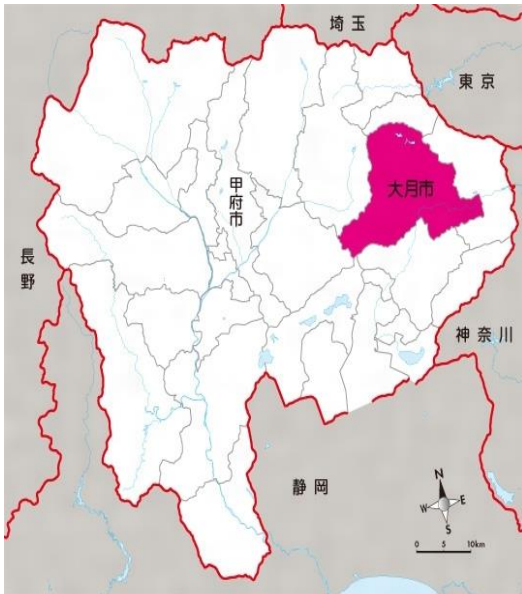
○市議会公明党

鈴木清貴・田口文数 以上2名

◆視察項目 ふれあい農園の現状・課題・今後の計画について

◆視察目的 当市でも人口減少、高齢化が進むにつれ、農業の担い手不足・耕作放棄地問題が深刻であることから、大月市のふれあい農園を視察して問題解決の糸口としたいと考え視察しました。

◆大月市の概要



昭和29年8月に北都留郡の大月町、猿橋町、七保町、梁川村、初狩村、笹子村、賑岡村の3町4村が合併し、山梨県で6番目の市として市制が施行され、翌9月にはさらに富浜村を合併して現在の大月市となりました。

平成26年に市制施行60周年を迎え、いつまでも、大月市に住んでもらい、それぞれの世代が自信と誇りを持ち、生きがいを感じながら助け合い、思いやりを持ち支え合うまちづくりを目指しています。

【人口】2018年4月1日現在

24,580人(男12,016人・女12,564人)



(やながわ農園)



(さるはし農園)

◆視察内容

1. 事業の目的

遊休農地や荒廃農地を有効活用し、非農業者に農業とのふれあいの場を提供して農業に対する理解と地域農業者との交流を深めてもらい農業振興と地域の活性化を図るため、市民農園を開設する。

2. 位置、地形

(1) やながわ

大月市の中心部より東方約8Kmの桂川南岸に位置し、典型的な桂川河岸段丘形状をなし、南側の山から桂川に向かっての穏やかな山裾斜面は日照時間、利水条件に恵まれる。

(2) さるはし

大月市の中心部より東方約4Kmの桂川南岸に位置し、典型的な桂川河岸段丘形状をなし、南側の山から桂川に向かっての穏やかな山裾斜面は日照時間及び猿橋土地改良区内にあり農園条件に恵まれる。

3. 施設の概要

(1) やながわ

- ・農園の所在地 山梨県大月市梁川町塩瀬 1 1 1 1 番地付近
 - ・農園総面積 18,338.37 m²
 - ・貸付農園

一般区画	175 区画	7,000 m ²
団体区画	3 区画	592 m ²
 - ・イベント広場 1,045 m²
 - ・公園 522 m²
- *遊具、池（農業用水を兼ねる）、東屋、ベンチ

- ・管理棟（耕友の館）
 - * 民家復元（昭和町の養蚕農家を移築）、木造平屋建
 - * 付帯設備休憩室、賭場、シャワー、トイレ、貸出農機具庫
- ・駐車場
- ・その他 園内水道、農業用水、手洗い場、管理用地等数箇所

(2) さるはし

- ・農園の所在地 山梨県大月市猿橋町伊良原 223 番地・224 番地
- ・農園総面積 1,583 m²
- ・貸付農園

一般区画	21 区画	840 m ²
------	-------	--------------------
- ・トイレ・園内水道・貸出農機具庫 50 m²
- ・東屋等 100 m²
- ・駐車場 50 m²
- ・その他 管理用地等数箇所

4. 使用料

(1) やながわ

一般区画 (40 m²) 1 区画年間 市内 8,000 円 市外 10,000 円
 団体区画 1 m²当り年間 市内 200 円 市外 250 円

(2) さるはし

一般区画 (40 m²) 1 区画年間 市内 7,000 円 市外 8,800 円
 *平成20年4月から改正

5. 経緯

平成4年4月	農地利用再編と農業意識の回復を図るため、ふれあい農園計画を立案
平成4年6月	定例市議会における母体となる「土と心のリフレッシュ推進事業」の決議
平成4年10月	計画の検討、具体化
平成5年2月	候補地の選定
平成5年3月	農園推進協議会発足、地元説明会、用地借上げ、工事着工
平成5年5月	猿橋農園開園
平成5年6月	第1区画開園、一般区画54区画、団体区画3区画
平成5年8月	付帯設備順次着工
平成5年11月	付帯施設完成、進入路舗装完成

6. 運営状況

(1) やながわ

- ・開園期間 4月1日～翌年3月31日まで
- ・耕友の館 4月1日～翌年3月31日まで
 - *開館期間 (但し、冬季の12月26日～2月末日迄は休館)
- ・通常管理 臨時職員1名、臨時従業員1名を雇用し管理運営
(男性1名・週5日、女性1名・週1日)
 - *木曜日は、耕友の館のカギ開閉のみ

(2) さるはし

- ・開園期間 4月1日～翌年3月31日まで
- ・通常管理 シルバー人材センターへ管理委託
 - *平成21年度から週1日

7. 大月市ふれあい農園利用状況 (H29,3, 31現在)

(1) やながわ

一般区画	全175区画	(1区画40㎡)
市民	17名	25区画(うち8名複数区画利用)
上野原市	42名	58区画(うち16名複数区画利用)
県外者	40名	65区画(うち25名複数区画利用)
空き区画		27区画
団体区画		
東京都		1区画(200㎡)
空き区画		2区画(397㎡)

(2) さるはし

一般区画	全23区画	(1区画40㎡)
市民	18名	20区画(うち2名複数区画利用)
空き区画		3区画

以上の説明の後やながわ農園へ現地視察をしました。

◆主な質疑・応答

(質) 利用者の方で農業に関して素人の方が多いと思いますが、指導者がみえるのですか

(答) 開園当初は元の地主の方たちと交流を兼ねて、野菜作り等を教えていただい

ていましたが、現在は管理人の方に指導していただいています。

(質) 中津川市では鳥獣被害が深刻な悩みとなっていますが、ふれあい農園では被害などはありますか

(答) あります、イノシシ、ハクビシン等はフェンス、電気柵で何とか耐えますが、サルだけはなんともならず悩んでおります。何かよい方法などを逆に教えて頂きたいと思います。

(中津川市の答え)

2 mのフェンスの上に電気柵をつけることによってサルの被害を防いでいます。今のところは効果的だと思われています。

(質) 開園にあたり地主の方の説得などはどうされましたか

(答) 地域の方々から全部を農園にしてくれないかと申し出があり、説得には問題がありませんでした。

(質) 利用者の方同士のトラブルはありませんか

(答) これといったトラブルはありませんが、開園当初は耕運機などの貸し出しがなかったので貸し出しの問い合わせなどが数件ありました。

(質) 空きの区画については、誰がどのように管理されているのですか

(答) 管理人の方に草刈りなどをしていただき管理しています。

◆視察研修のまとめ・所見

耕作放棄地、遊休農地を集約して活用することについては大変良いことであると考えます。中津川市もこういった土地が多くみられることから今後、執行部にも耕作放棄地や遊休農地を活用していけるように提言するとともに市民の皆様にもPRをして活用してもらえよう努力します。

ふれあい農園での所見は、こまめに面倒をみなければならない作物は通勤の手間などを考えると難しいところもあり、工夫が必要であると思われています。

【視察風景】



中津川自民クラブ研修報告

- ◆視察場所 中東遠総合医療センター（静岡県掛川市・袋井市）
- ◆視察期日 平成30年7月26日（木） 13：30－15：20
- ◆視察参加者
 - 中津川自民クラブ
岡崎隆彦・勝 彰・島崎保人・吉村孝志・大堀寿延・鷹見憲三・柘植貴敏
森 益基・吉村浩平 以上9名
 - 市議会公明党
鈴木清貴・田口文数 以上2名
- ◆視察項目 掛川市・袋井市病院企業団が開設する中東遠総合医療センター
新設の経緯と経営状況
- ◆視察目的 当市では、新公立病院改革プランを策定し公立2病院の役割分
担と安定的な医療提供ができる体制整備に取り組んでいるところ
である。全国初である2市の公立病院を統合した中東遠総合医
療センターを視察することで、当市が抱える地域医療と公立病院
の課題解決と今後のあり方を検証する。



（院長から説明を受ける）



（先端医療機器の視察）

◆中東遠総合医療センターの概要

中東遠総合医療センターは、静岡県の南西部に位置し、掛川市（人口約115千人）と袋井市（人口約86千人）が病院企業団を設立し、掛川市内に平成25年

5月に新設開院した中東遠地域の基幹病院である。

当病院は、地域住民にとって必要とされる質の高い医療を提供し、また地域の救急体制の核として充実した救急医療を提供するとともに、持続的かつ安定的な健全経営を目指しています。

◆視察内容

(説明者：企業長・院長 宮地正彦 様、経営管理部長 岩井政紹 様)

1. 病院統合までの背景と経緯

- ・旧袋井市立袋井市民病院（400床）は、昭和54年12月に新築オープン。旧掛川市立総合病院（450床）は、昭和59年4月に移転新築オープンしたが、老朽化が進み医療の進歩に対応できない状況となってきた。
- ・平成17年以降、新臨床研修医制度に伴う都市部への医師偏在により、旧病院の医師不足が顕著となり、診療科縮小、病棟閉鎖、経営悪化に伴う基準外繰入の増加などの課題が発生してきた。
- ・平成18年に掛川市、袋井市の両市において、それぞれ病院のあり方検討委員会を設置し協議の結果、人口20万人規模でないと病院を支えることができず、近隣病院との再編統合が望ましいとの結論に至った。
- ・平成19年12月「掛川市・袋井市新病院建設協議会」を設立し、病院規模、建設場所、経営形態、建設時期、負担割合等の協議を開始。
- ・市民からは、「近くにあった市民病院がなくなる」、「新たな病院建設は無駄遣い」、「病院が遠くなる」等の意見を頂き、病院の困窮状態などの協議の内容を広報、新聞、テレビ等を通じ全て公表し市民に伝えた。
- ・経営形態は、現債務そして今まで頑張ってくれた職員をそのまま引継ぐことができることを考慮し、地方公営企業法の全部適用である企業団立病院の設立を決定。
- ・病院の規模は、一般病床450床の旧掛川市立総合病院と一般病床400床の旧袋井市立袋井市民病院を統合し、急性期病床350床を含む500床の中東遠総合医療センターとし、建設費用を土地購入費、病院工事費、医療機器購入費を含む225億円（基本計画時）とした。
- ・病院統合が決定後、市民意識は「とにかく早い開院を」「24時間・365日質の高い医療の提供を」「災害時にも市民の命を守る病院に」と変化してきた。
- ・平成21年新病院建設に関する協定書を締結。
- ・平成21年7月新病院建設事務組合設立。平成22年から工事に着手し、3年後の平成25年5月に開院。

2. 求められる機能と果たすべき役割

- ・医療圏域内の医療機関、行政、施設等との連携強化と機能分担を推進し、限られた医療資源を集約する。

- ・圏域内の医療機関相互の連携強化と機能向上により、「地域完結型」の医療提供体制を構築する。

3. 開院（平成 25 年 5 月）後の運営状況

- ・平成 27 年救命救急センターに指定される。
- ・平成 28 年地域医療支援病院に承認される。
- ・平成 29 年新公立病院改革プラン策定。経常収支は概ね均衡化する。
- ・平成 29 年医師数が開院時（93 名）より 33 名増加し 126 名となる。

◆主な質疑・応答

質問：2 つあった病院を 1 つにしたことにより公共交通の整備もしたと思いますが、その運営は、市が行ったのか、病院が行ったのか？

回答：市が行いました。掛川方面からは民間と公共が行っているバスがあるが、公共は循環バスで 4 5 分に 1 本ぐらい。袋井方面からは 3 路線あり、1 時間に 1 本ぐらい。袋井市はこれまで約 4 千万円の予算であったが、病院対応で 1 5 0 0 万円ほど増加した。

質問：袋井市の中心部からの距離と車での所要時間は？

回答：中心部から約 1 0 Km で時間は 2 0 から 3 0 分程度。掛川市の中心部からは約 3 Km。

質問：市民の約 9 5 % が反対の中よくやられたなと思いますが、議会はどういう考えであったのか？

回答：合併が 1 7 年 4 月ですが、そのころから医師数が減り始め、次は病院をなんとかしなければという意見はあったが、病院の統合までは考えていなかった。1 8 年後半に病院のあり方検討委員会が統合すべきという結論を出し、全員協議会に諮った。初めはそこまでやる必要がないとの意見であったが、院長、看護師長等の話を聞く中で平成 1 9 年ころからもう統合しかないと変わってきた。

質問：2 つの病院を合わせ 8 5 0 床あったものを 5 0 0 床にした経緯は？

回答：はじめは病床を減らして良いのかという議論がありました。当時の平均在院日数は 1 5 ～ 1 6 日でしたが、それを急性期として 1 2 日を目標にし、それを過ぎたら後方病院にまかすという機能分担を図る必要があるということをして大学の教授等を含めた建設協議会で議論された。

在院日数が 2 割減らせれば患者を 2 割減らせることができるということだが当時は大きな反対があった。しかし現在病床稼働率は 9 割ぐらいであり、その位の稼働率でないと病院経営は成り立たないということである。

機能分担が大事である。

質問：経営形態は色々ありますが、その中でなぜ企業団を選択したのか？

回答：公営企業法を全部適用したことにより必然的に企業団となった。当時独立行政法人化というのが強く叫ばれていたが、非公務員型ということと、不良債務を全て解消しなければならないという条件があるため、一度に何十億という費用が必要となる。民営化という方法もあるが、それをやると市が必要とする医療ができなくなることもあり、今まで努力してくれた職員も引き継ぐことができなくなる。

質問：医療機器はどのように整備したのか？

回答：医療機器は、閉院した病院から持ってきた機器が5億円で年5千万円を返済している。また、新たに購入した機器が46億円です。

◆視察研修のまとめ・所見

- ・病院統合に至った要因は、医師不足、経営状況の悪化等当市の状況と類似する部分があり、今後における取組みの参考になると思いました。
- ・掛川市、袋井市の市民病院の閉鎖、統合病院の新設にあたり、市民・議会の理解、建設場所の選定、医師派遣医局との調整、負担割合等多くの課題を乗り越え建設に至った状況を視察し、改めて地域医療を取り巻く課題の多さを理解し、将来に向けた打開策の検討の必要性を感じました。

中津川自民クラブ研修報告

◆視察場所 静岡県菊川市

◆視察期日 平成30年7月27日（金）10：00－11：30

◆視察研修参加者

○中津川自民クラブ

岡崎隆彦・勝 彰・島崎保人・吉村孝志・大堀寿延・鷹見憲三・柘植貴敏
森 益基・吉村浩平 以上9名

○市議会公明党

鈴木清貴・田口文数 以上2名

◆視察項目 子ども子育て施策の現状と課題について

◆視察目的 菊川市においては、「主婦が幸せに暮らせるまち」を目指して子ども子育て施策を行っており、先進的に行われている子ども子育て施策を研修し、中津川市においての子ども子育て施策に反映することができないか検証します。

◆菊川市の概要

静岡県の西部に位置し、東西に約9km・南北17kmの面積約94km²です。一級河川「菊川」の中流域に広がる菊川市は、遠州と信州を結ぶ「塩の道」など、古くから南北交通の要所として栄えたまちです。明治22年にはJR東海道本線菊川駅の開設により、駅前周辺や市南部を中心に市街地が広がり、また近年は東名菊川インターチェンジ周辺の区画整理事業により新たな商業地域が形成され、商業のまちとして発展を続けています。

温暖な気候にも恵まれ、市の東部には明治初頭の大規模開拓による「日本一の大茶園」牧之原大地が広がり、「お茶のまち菊川」として知られています。名産のお茶をはじめとする農産物や田んぼアート、上倉沢棚田など自然が有名な地域です。

人口は、46,763人（H27年国勢調査）でH22年と比較し0.6%減少していますが、年少人口割合は14.5%（H27年度）でH22年度と比較し0.01%増加しています。

◆視察内容（説明者：大石芳正健康福祉部長、馬渕啓介児童福祉係長）

1. 新生児出産祝金事業

(1) 支給額

第2子	100,000円
第3子	150,000円
第4子	200,000円
第5子以降	300,000円（1人につき）

(2) 支給対象

平成27年4月1日以降に第2子以上を出生した世帯で、その養育者が出生日から起算して6か月以上前から菊川市に住む予定のある方。

(3) 申請

出生届が提出された翌月の15日前後に、市役所から出産祝金支給申請書が登録住所に送付されます。申請者は、出産祝金支給申請書と定住誓約書等の提出により申請します。

(4) 出産助成金（出産祝金）ができた経緯

菊川市においても、少子化、出生率低下や人口減少等といった課題があり、それを解消するための施策として、「新生児出産祝金制度」を平成27年度から開始しました。

出産に対する助成ということではなく、乳児の健やかな成長に寄与するとともに、少子化対策・出生率低下抑制、多子世帯支援、定住化推進及び子育て支援に資することを目的に、新生児の養育者に出産祝金という形で支援しています。

財源としては、国の平成26年度補正による地方創生予算を平成27年度に繰り越し、事業実施しました。平成28年度以降は、市単独費で事業運営しています。

(5) 制度ができる前と制度整備後の出産状況（年度別出生数）

実施前—平成22年度より417人、388人、426人、429人、463人。
実施後—平成27年度より438人、426人、407人と推移している。

(6) 現状の課題

子育て支援を重点施策として取り組む自治体は多く、当該事業をどのように情報提供・アピールしていくかが課題となる。

(7) 今後の計画

当該事業を開始する際には、平成31年度までの5年間実施し、事業効果などを検討した上で、その後の事業継続の可否や他事業へ転換等を検討する。

当面は適正な事務処理を引き続き行うとともに、子育て応援アプリ「きくすく」等を活用し、周知を図る。また、対象者アンケート等により子育て支援施策のニーズ把握を実施していく。

2. 子育てアプリ事業

(1) 子育て応援アプリを作成した経緯

菊川市では情報発信に力を入れており、従来の広報誌、市ホームページ以外に情報発信ツールは何かという検討の中から子育て世代の保有率の高いスマートフォン向けの菊川市子育て応援アプリ「きくすく」を平成28年に構築し、妊娠初期から就学前の子育て世帯を対象に子育て情報を平成29年4月から配信スタートし、支援体制の充実を図っている。

(2) 子育て応援アプリの効果

イベント情報など子育て世代が必要とする最新情報を発信することで導入初年度におけるダウンロード数は目標1000件に対して1515件となった。

(3) 子育て応援アプリの課題

導入初年度ダウンロード数は1515件の好結果が得られたが、どのように利用者を増やしていくかが課題となる。

(4) 今後の計画

今後利用者を増やしていくためには、第1子の出産家族が中心となることから、引き続き子育て関連の手続きに来訪される方等に対し、健康づくり課、子育て相談窓口と連携し、効率的に周知・啓発していく。

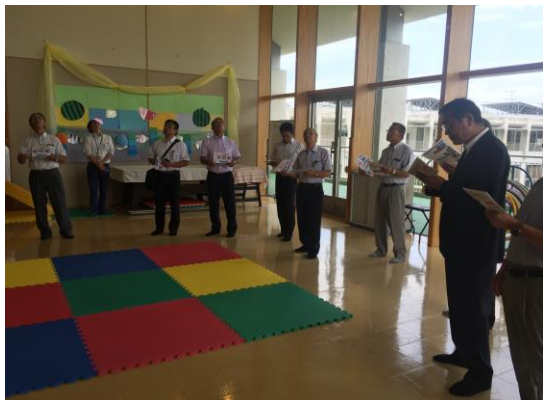
さらには子育て世代が必要とするイベント情報等を随時更新・掲載するなどアプリの魅力と利便性を高める取り組みに努める。



(菊川市役所内で説明を受ける)

3. 現地視察

市役所での研修の後、現地視察として「菊川児童館」を見学しました。職員の方の説明を受けた感想としては、みんなで子育てのまちをつくっていこうという熱意が感じられました。



(菊川児童館見学)

◆主な質疑・応答

質問：この制度では5年の制約があるが、5年経過以前に転居した場合は出産助成金の返還はありますか。

回答：やむを得ない場合は返還を求めないが、過去に1件返還を求めた事例があります。

質問：平成27年度の予算額は。

回答：3200万円です。前年までの状況を見て予算計上しています。

質問：再婚の場合はどう扱っていますか。

回答：その時点での世帯状況を確認し、対応しています。

質問：事業開始前のアンケートなどは行われましたか。

回答：アンケートはしていないが、人口減少対策として行いました。

質問：以前と比較して、年度別出生数との分析は行っていますか。

回答：第3子が増えています。

質問：外国人も対象になるのですか。

回答：同じように行っています。

質問：「きくすく」の情報入力に委託で行っているのですか。

回答：職員で行っています。

質問：個人データの管理はどのようにしていますか。

回答：個人情報の関係で、ニックネームで行っています。

質問：利用数の把握はどのように行っていますか。

回答：利用数は提携業者からの情報として得ています。

質問：母親同士のやり取りはありませんか。

回答：アプリだけの機能なので相互やり取りはしていません。

質問：子育て応援アプリのダウンロード数1,515件の男女比は、どうですか。

回答：調査の途中だが、母子手帳交付時の案内が多いことがあり、父親は少ない状況です。

質問：市としてはこのシステムを他でも活用していますか。

回答：子育てアプリはこの用途に限定しています。

質問：その他の周知方法はどのようにしていますか。

回答：ホームページ、広報誌などの紙ベースのものもあります。

質問：バージョンアップは考えていますか。

回答：アンケートの結果を参考にして考えていきたいと考えています。

質問：その他の注意点はありますか。

回答：他市との競争とアパートの住人のデータ収集の問題や資料の毎年配布の問題があります。

◆視察のまとめ・所見

菊川市における第2子以降の出産助成金は、各自治体において様々な子育て施策を行っている中でも先進的であり、当市においてもこのような施策を取り入れていくべきであると考えます。

この事業に付随して、「きくすく」という子育て世代を応援するアプリを取り入れているところに市としての「主婦が幸せに暮らせるまち」に向けての意欲を感じます。

中津川自民クラブ研修報告書

◆研修会場 衆議院第2議員会館 会議室

◆研修期日 平成30年11月13日(火) 13:00~15:00

◆視察参加者

○中津川自民クラブ

岡崎隆彦・勝 彰・島崎保人・吉村孝志・柘植貴敏・森 益基・吉村浩平
以上7名

○市議会公明党

鈴木清貴・田口文数
以上2名

◆研修項目 公立病院の今後について

◆研修内容

＜地域医療構想 地方の公立病院の今後＞

講師 厚生労働省医政局地域医療計画課課長補佐 横山 周平 氏

1. はじめに

中津川市で大きな課題となっている地域医療、特に公立病院を国はどのように捉え今後どのように導いて行こうとしているのか、直接対処している厚生労働省医政局地域医療計画課担当官から講義を受けました。

講義内容としては、

1. 医療提供体制の現状と課題
2. 地域医療構想について
3. 地域医療構想調整会議における議論の進捗状況について
4. 在宅医療について
5. 参考事例
6. 医師偏在指標、医師確保計画について

の6項目にまとめられての説明で、特に2番・3番・6番を中心にして話が進められました。

冒頭に、奈良県南和地域の広域医療提供体制の再構築について成功した具体的事例の説明から始まりました。

その内容は、医療機能が低下している3つの公立病院（急性期病院）を、12市町村とともに、県が構成員となった一部事業事務組合（広域医療事業団）により、1つの救急病院（急性期）と2つの地域医療センター（回復期・療養期）に役割分担し、医療提供体制を再構築したという事例の紹介でした。

また、担当官から地域での課題等についても地域においてはどのような課題があり、どのように考えているのかの意見交換をしたいとの発言もありました。

2. 医療提供体制の現状と課題（資料No.1～12）

（1）日本人人口の推移

日本の人口は、近年は横ばいであるが、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢者率は40%近い水準となる。（高齢者の数が増えるのではない。）

（2）高齢化のピーク・医療需要総量のピーク

地域により、高齢化のピーク、医療需要ピークの時期が大きく異なる。

（3）高齢者数増加の地域差について

高齢化の進展には地域差がある。首都圏をはじめとする都市部を中心に、高齢者数が増加、東京都、大阪府、神奈川県、埼玉県、愛知県、千葉県、北海道、兵庫県、福岡県で2025年までの全国の65歳以上人口増加数の約65%を占める。

（4）医療における2025年問題

- ・2025年とは段階の世代が75歳になる年、医療・介護需要の最大化。
- ・高齢者人口の増加には大きな地域差があり、地域によっては、高齢者人口の減少が既に始まっている。
- ・医療の機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を即し、急性期から回復期、慢性期まで患者が状態に見合った病床で、状況にふさわしい、より良質な医療体制を作ることが必要。

（5）なぜ、地域医療構想が必要か

地域の高齢化等の実情に応じた、病床の機能分化・連携を進めることにより、効率的な医療体制を構築する。

- ・入院患者の増加
急激な増床等是非現実的、地域ごとの病床機能の効率化・最適化で対応
- ・高齢化に伴う疾病構造・受療行動の変化
急性期医療から回復期医療への需要のシフト、「入院⇒外来」から「入院⇄施設・自宅」へ⇒地域ごとに必要な医療機能への分化を即し、施設間の連携の強化で対応

3. 地域医療構想について（No.13～30）

（1）地域医療構想について

「医療介護総合確保推進法」により、二次医療圏単位で2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計して定めるもの。

- ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療の需要と病床の必要量を推計
- ・在宅医療等の医療需要を推計
- ・都道府県内の構想区域（二次医療圏）単位で推計
- ・目指すべき医療提供体制を実現するための施策の樹立

(2) 地域医療構想のプロセス

- ①医療機関が「地域医療構想調整会議」で協議を行い、機能分化・連携を進める。都道府県は、地域医療介護総合基金を活用。
- ②地域医療構想調整会議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合には、医療法に定められた都道府県知事の役割を適切に発揮。

ステップ1

地域における役割分担の明確化と将来の方向性の共有を、「地域医療構想調整会議」で協議。

ステップ2

「地域医療介護総合確保基金」により支援。

ステップ3

都道府県知事による適切な役割の発揮（医療法により都道府県知事の権限が定められている）。

4. 地域医療構想調整会議における議論の進捗状況について（No.31～40）

(1) 地域医療構想調整会議について

都道府県知事は区域ごとに関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項において協議を行う。

関係者は、協議に参加するよう知事から求められた場合は、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

(2) 地域医療構想調整会議の協議事項

- 都道府県知事は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。
- 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等 2025プラン」を策定し、平成 29 年度中に協議すること。
- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。
- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成 30 年度末までに協議すること。
- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議は出席し、必要な説明を行うよう求めること。
 - ・病床が全て稼動していない病棟を有する医療機関
 - ・新たな病床を整備する予定の医療機関
 - ・開設者を変更する医療機関

(3) 「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018 年度中の策定を促進する。

公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。

5. 在宅医療（No.41～59）

（1）在宅医療の整備目標の設定

都道府県及び市町村は、在宅医療等の新たなサービス必要量について、協議の場を活用し医療、介護各々の主体的な取組により受け皿整備の責任を明確にした上で、次期医療計画及び介護保険事業計画における統合的な整備目標・見込み量を設定する。（医療・介護のどの種類の受け皿で対応するべきかを検討）

2025年に向け、在宅医療の需要は、「高齢化の進展」や「地域医療構想による病床の機能分化・構想」に伴い、大きく増加することが見込まれる。

（2）在宅医療の体制について

在宅医療の体制構築に当たっては、「①退院支援」「②日常の療養支援」「③急変時の対応」「④看取り」といった場面に応じた4つの医療機能を確保していくことが必要である。

また、在宅療養支援診療所・病院等の積極的な役割を担う医療機関や、医師会・市町村等の在宅医療に必要な連携を担う拠点等の働きにより、多職種連携を図りつつ、24時間体制で在宅医療を提供できる体制の確保が重要だ。

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進める。

6. 参考事例（No.60～70）

（1）佐賀県の取組：公的医療機関等 2025 プランの協議の実例・議論活性化のための取組みで説明。

「対話と信頼」なくして、地域医療構想の推進なし

- ①県医師会等と「データと悩みを共有」、「顔が見える」から「腹を割って話せる」関係
- ②地域医療構想は人口問題から考える天気予報
 - ・行政は「予報制度の向上」、医療機関は「立ち位置の決定」
 - ・人口増加・病院完結型から、人口減少対応・地域完結型へのソフトランディング
 - ・データの海に流されないよう、病床機能報告のダイジェスト版を整理するなど入り口を重視
- ③調整会議での協議が進むよう、現場課題にあった論点を明確化
 - ・地域医療構想との整合性は、病床数との整合性ではなく、地域完結型医療（理念・価値観）との整合性
 - ・一般論や多事例の情報を収集しつつ、「佐賀の実情」にあった論点整理と協議の展開
- ④人口減少は現実に進行中であり、手遅れにならないよう、協議には一定のテンポ感が必要

（2）奈良県の南和地域の広域医療提供体制の再構築

医療機能が低下している3つの公立病院（町立大淀病院・県立五條病院・国保吉野病院）を1つの救急病院（急性期）と2つの地域医療センター（回復期・療養期）に役

割分担し、医療提供体制を再構築する。

12市町村とともに、県が構成員として参加する全国でも珍しい一部事務組合『南和広域医療企業団』で3病院の建設、改修、運営を実施した。

南和地域の医療提供体制の再構築、ドクターヘリの運用により、救急医療、へき地医療、災害医療等が充実した。

- ・南和医療圏の人口 78,116人 (2015年)
- ・医師数 107人 (2014年)
- ・人口10万人あたり医師数 137人 (2014年)

再編前の医師数（常勤換算）

五條病院	25.7人
大淀病院	13.0人
吉野病院	9.7人
合計	48.4人

再編後の医師数（常勤換算）

南奈良総合医療センター	58.2人
吉野病院	5.8人
五條病院	3.0人
合計	67.0人

連携の成果として

- ・急性期から慢性期まで切れ目の無い医療提供体制を充実
- ・救急搬送受入数が5.7件→11.2件/日（H28年度）
- ・病床利用率 65.0%→88.8%（H28年度）
- ・へき地診療所との連携強化（医療情報ネットワークで結び、病院の予約や検査結果の相互利用）
- ・集約化による急性期機能の向上
 - 3病院の医師数 48.4人→60.8人
 - 救急受け入れ件数 2,086人→4,104人
- ・病院の役割の明確化による医局からの協力
 - 医大医師配置センターから3病院への派遣人数
 - 要請人数52人（25診療科） 派遣人数51人（25診療科）
 - （24時間365日の救急体制のため必要な医師数）
- ・症例集積や研修機能の向上による若手医師への魅力向上
- ・スケールメリットによる診療科の増加・強化

7. 医師偏在指標、医師確保計画について（No.71～84）

○医療法・医師法の改正により、地域間の医師偏在の解消等を通じて、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。（法改正の施行期日 公布の日、2019年4月1日または2020年4月1日）

- ①医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設（医療法）
- ②都道府県における医師確保対策の強化（医療法）

- ③医師養成課程を通じた医師確保対策の充実（医師法・医療法）
- ④地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応（医療法）
- ⑤地域医療構想達成を図るため、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加、健康保険法等について所要の規定の整備等

○現在、地域ごとの医師数の比較には人口 10 万人対医師数が一般的に用いられているが、以下のような要素が考慮されておらず、医師の地域偏在・診療科偏在を統一的に図る「ものさし」にはなっていない。

- ・ 医療需要（ニーズ）及び将来の人口・人口構成の変化
- ・ 患者の流出入等
- ・ へき地等の地理的条件
- ・ 医師の性別・年齢分布
- ・ 医師偏在の種別（区域、診療科、入院/外来）

* 医師偏在指標の導入

制度改正後、現在・将来人口を踏まえた医療ニーズに基づき、地域ごと、診療科ごと、入院外来ごとの医師の多寡を統一的に把握できる、医師偏在の度合いを示す指標を導入する。

医師偏在の度合いを示すことによって、都道府県内で医師が多い地域と少ない地域が可視化される。

都道府県知事が、医師偏在の度合い等に応じて、都道府県内の「医師少数区域」と「医師多数区域」を指定し、具体的な医師確保対策に結びつけて実行できるようになる。

* 医師偏在指標を活用して医師偏在対策

- ・ 医師確保計画における目標医師数の設定の義務付け
- ・ 医師少数区域、医師多数区域の設定
都道府県内での医師派遣調整、キャリア形成プログラムの策定、医療機関の勤務環境の改善支援、地域医療への知見を有する医師の大臣認定、臨床研修病院の定員設定
- ・ 大学医学部における地域枠・地元枠の設定

* 都道府県における医師確保対策実施体制の整備

医師確保対策について、都道府県が主体的・実効的に対策を行うことができる体制が十分に整っていなかった。

< 制度改正 >

都道府県が、大学、医師会等の関係者と連携して医師偏在対策を進めていくことができる体制を構築する。

- ①以下の内容を医師確保計画の策定（医師確保計画として法律上位置付け、3 年ごとに見直し）
 - ・ 都道府県内における医師の確保方針
 - ・ 医師偏在の度合いに応じた医師確保の目標
 - ・ 目標達成に向けた施策内容
- ②地域医療対策協議会の機能強化

- ・具体的な医師確保対策の実施を担う医療機関を中心に構成員を再構成
- ・都道府県内の医師確保関係会議を整理・統合
- ・都道府県・大学・医師会・主要医療機関等が合意の上、医師派遣方針、研修施設・研修医の定員等を決定

③地域医療支援事務の見直し

○都道府県が行う地域医療支援事務（地域医療支援センターの事務）の実効性を強化

- ・必ず大学医学部・大学病院との連携の下で実施
- ・理由なく公立病院・公的病院などに派遣先が偏らないようにする
- ・地域医療制度との整合性確保
- ・地域枠の医師について、都道府県主体での派遣方針決定
- ・キャリア形成プログラムの策定を徹底
- ・派遣医師の負担軽減のための援助の実施

*地域医療支援センター運営事業

（平成 26 年度以降、地域医療介護総合確保基金を活用して実施）

①医師の地域偏在（都市部への医師の集中）の背景

- ・高度・専門医療への志向、都市部の病院に戻れなくなるのではないかと
いう将来への不安

②地域医療支援センターの目的と体制

- ・都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーの確立。
- ・地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながらキャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- ・任意の実働部隊として喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。

人員体制 専任医師 2 名、専従事務職員 3 名

設置場所 都道府県庁・大学病院、都道府県病院等

③地域医療支援センターの役割

- ・都道府県内の医師不足の状況をこの病院レベルで分析し、優先的に支援すべき医療機関を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学などの関係者と地域医療対策協議会などにおいて調整の上、地域の医師不足病院の確保を支援。
- ・医師を受け入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。また、公的補助金決定にも参画。

④地域の医師確保を目的とした都道府県地域枠

平成 22 年度より都道府県の地域再生計画等に位置付けた医学部定員の増

- ・大学医学部が設定する「地域医療等に従事する明確な意思を持った学生」の選抜枠
- ・都道府県が設定する奨学金の需給が要件

*医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業

平成 22 年度に地域枠として入学した医学生は平成 28・29 年度の臨床研修を終え、平成 30 年度から医師不足病院等へ配置される。

<事業内容>

地域枠出身の若手医師が医師が不足する地域への派遣により地域診療義務を果たす場合や、地域枠出身以外の若手医師が自主的に医師が不足する地域で一定期間地域診療に従事する場合等に、週3日は休暇・自己研鑽等に充てられる週4日勤務製の導入、休日を確実に取得できるようにする休日代替医師の派遣、複数医師によるグループ診療、テレビ電話等を活用した診療支援等をモデル的に実施し、派遣される医師のキャリア形成や勤務負担軽減をはかるために必要な経費を支援する。

また、派遣される医師に対して指導を行う大学医学部や中核医療機関に対してもモデル事業に必要な経費を支援する。

以上の講義を受けた後、質疑が行われた。

クラブ会長から中津川市の現状を説明し、奈良県の状況を尋ねる。

講師からは、住民への説明が一番必要であるが、逆にどのような人で検討されているのか。どのような体制にされるにせよ、住民に理解されることが大事である。

中津川自民クラブ 行政視察報告

◆視察場所 静岡県島田市

◆視察期日 平成30年11月14日(水) 10:00~12:00

◆視察参加者

○中津川自民クラブ

岡崎隆彦・勝 彰・島崎保人・吉村孝志・吉村浩平・柘植貴敏・森 益基
以上7名

○市議会公明党

鈴木清貴・田口文数
以上2名

◆視察項目 島田市の移住定住施策について

◆視察目的 島田市の移住定住政策は、特に県外からの移住者に対して重きをおいて進められており、全国的にも特徴がある政策です。また、空き家バンク事業も行われており、当市の空き家バンク事業と異なる内容もあり、当市の移住定住施策の参考になればと視察しました。

◆島田市の概要

島田市は、静岡県のほぼ中央、大井川の中流域に位置し、市の中央部には川幅約1kmの大井川が流れ、市域を二分しています。北には南アルプスへ続く山々が連なり、南西には緑豊かな牧之原台地が広がり、茶どころとしても知られています。

平成17年5月5日に、旧島田市と旧金谷町が合併し、新しく島田市が誕生しました。その後、平成20年4月1日、島田市は川根町と合併しました。旧島田市と旧金谷町は大井川川越しとともに東海道の宿場町として、旧川根街は茶業や林業を中心に発展してきたまちで、それぞれ地理的・歴史的にも多くのものを共有していました。

合併時の人口は、約104,000人でしたが、平成30年3月末現在では98,909人となっています。面積は、315.70平方キロメートルで、都市形態としては商工業都市に位置づけられます。

◆視察内容

1. 基本的理念(移住定住事業で何をすべきか)

○移住・定住事業の目的

- ・3大都市圏、特に首都圏からの移住促進

- ・市内の人口減少の抑制
- ・地域コミュニティの維持（一部過疎地域の人口減少対策を中心に）

○施策の方向

- ・地域づくり課の施策は移住者向け 住宅地を中心に
- ・定住者へは（通常施策） 生活の質の向上（子育て・就業・教育・医療費等）

○現在のキーワード

- ・2拠点居住、定住・交流でもない関係人口の増加、生活の質の向上
- ・段階的な移住・交流支援、効果的な情報発信

2. 島田市の移住者向けの事業（誰に対し、何のために、何を行っているのか）

○移住者に知ってもらうための情報発信

- ・「お試し移住体験」
- ・「島田市不動産バンク事業」
- ・「移住定住ホームページ 住んでごしまだ」
- ・「シティプロモーション事業」

○移住者に移住してもらうために住宅政策、子育て施策の充実

- ・「島田市に住もう応援奨励金」
- ・「空き家改修補助金」
- ・「島田市中古住宅改修補助金」
- ・「子育てサポート」

3. 島田市に住もう応援奨励金について』県外からの移住者を対象として

(1) 目的

過疎地域を抱え、全国の地方都市と同じように人口減少や高齢化の課題を抱えている。「島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の達成にむけて、島田市への移住・定住を促進する事業を実施し、地域の活性化を図ろうとするものである。

(2) 事業の内容

名 称：島田市に住もう応援奨励金

事業費：8,000千円

財 源：一般財源

内 容：県外から移住するために住宅を新築または購入する者に奨励金を交付する。

(3) 特徴

住宅取得分の奨励金に、①市内業者を利用した場合の加算、②中学生以下の扶養者がいる場合の加算、③通勤費助成の加算の3つの加算を申請者の状況に合わせて選択することができる。通勤費を助成することで、移住者にとって大きな課題である職場探しに対し、

様々な選択枝を提供することができる。

(4) 交付対象者 県外からの移住者で新築住宅の建築及び購入した人

(5) 最大120万円の奨励金を交付します。

基本額	住宅取得費	上限	30万円
加算額	中学生の子どもと同居	1人の場合	40万円
		2人の場合	50万円
		3人の場合	60万円
	市内業者で建築	上限	30万円
	通勤・通学費	上限	40万円

(6) 現状

	平成28年度	平成29年度
件数	11件	12件
交付金額	8,062,000円	7,800,000円
移住者	32人(内中学生以下12)	33人(内中学生以下13)

※ 夫婦のどちらかが島田市に縁があり、Uターンの場合が多い。

※ 関東圏を中心に中京圏等からの移住もある。

※ 静岡県下でも先駆けて運用を始める

4. 『空き家バンク事業について』

(1) 目的

島田市のホームページを活用して空き家等の情報を公開し、島田市への移住者への移住希望者、市民や近隣市町の住民等で島田市内に居住地を探している者が、空き家等の情報をワンストップで検索できるようにすることで、移住先での住居探しに対する利便の確の向上と空き家利用活用の促進を図る。

①川根地区空き家バンク事業 平成27年4月運用

島田市は、平成20年4月に旧川根村を編入して現在に至っている。市の人口減少は続いており、今後も続くことが予測されている。中山間地域の人口減少が著しいことから、これに歯止めをかけるための施策・取組みが急務となっている。

②島田市不動産バンク事業 平成28年6月運用

市内不動産情報を一元化に提供することで、移住者の利便性を図ることを目的に、初期のターゲットである田舎暮らし希望者に加え、その他の居住希望者の利便性の観点から実施している。

※島田市空き家改修等事業費補助金(空き家バンクに登録されている家に限る)

区 分	交 付 金 額
空き家改修費（通常ケース） 対象経費の2分の1	上限 30万円
空き家改修費（中学生以下同居ケース） 対象経費の2分の1	上限 50万円

H28年実績 3件 1,068,000円

H29年実績 1件 500,000円

(2) 空き家バンク事業の活用状況

①川根地区空き家バンク事業の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用登録者	9人	20人	14人
登録物件	5件	10件	4件
マッチング	2件	8件	2件

②島田市不動産バンク事業の実績（川根地区を除く）

	平成28年度	平成29年度
建 物	9件	10件
マッチング	6件	7件

(3) 空き家バンク事業の課題と今後

①課題

- ・空き家の利活用とコンパクトシティの必要性に配慮した重点エリアの設定
- ・空き家バンクの乱立による問題
 - 利用者目線での情報提供
 - 職員のリソース問題

②空き家等対策計画の検討

- ・情報提供の整理、統合 全国版及び静岡県版への統合
- ・空き家等対策計画と市としての役割
 - 利用できる物件と利用できない物件の
自主撤去できない空き家の除去（指導・監督・命令・代執行）の促進
 - 空き家の利活用の促進
- ・面的、線的な整理とのリンク検討

③移住体験モニターツアー

- ・空き家ではないが、茶工場等を活用して体験を通じて移住につなげる。

◆主な質疑・応答

質問：地域おこし隊の人数は何人ですか。

答弁：島田市内で4名、川根地区2名。伊久美地区2名に配置している。

質問：空き家バンク登録家屋の契約が成立したときの登録者への謝礼はありますか。

答弁：ありません。

質問：近隣の都市間の連携はありますか。

答弁：相談会を一緒に開催することはありますが、他はありません。

質問：一泊二日の体験ツアーの宿泊所はどこで行っているのですか。

答弁：地域の理解をしてもえるように、農家での民泊を大事にしている。

質問：特定の地域をターゲットにした取組みはどうか、希望はないか。

答弁：やっていないので分からない。体験ツアーなどの希望はありません。

質問：川根地区で空き家バンクを始めたきっかけは。

答弁：川根地区は、合併時に自ら用意したお金で始めている。

質問：NPO 組織の構成は。

答弁：自治会の役員を中心に川根地区の様々な役員が入っている。

質問：平成28年、29年の増減、推移に特別な事情がありますか。

答弁：平成27年から始めたばかりで詳細な分析はできていないが、若い人の移動が多いことと、外国人が増えている。

◆視察のまとめ・所見

- 1、全国の都市でも同様な事業を実施しており、人の奪い合いである。勝るには他の都市にはない独自の事業展開が必要である。どのような対象者に、どのような方法で情報を発信し、我が郷土の良さを分かってもらうか、重要であるとあらためて感じました。
- 2、全国的にも同じような事業が多数行われています。受け入れる側の勝手の思いではなく、移住したい人たちが住みたくなる施策を考えていかないといけないと感じました。また、移住者が多ければ良いという感覚より、誰もが住みたいと思う魅力ある街にすることが移住定住政策においても最も必要です。郷土の良さの再確認と魅力の向上をしっかりと進めていけるよう市に提言していきます。